

○運転免許の効力の仮停止等に関する事務処理要領の制定について(通達)

(平成 29 年 3 月 1 日岡運管第 16 号警察本部長例規)

(概要)

この要領は、運転免許の効力の仮停止の適正な運用を図るため、岡山県警察における運転免許の効力の仮停止等に関する事務処理要領について定めたものである。

主な内容は、

- 1 趣旨
- 2 対象事故事件の捜査
- 3 事実の認定
- 4 処分の決定
- 5 免許証及び国際運転免許証等の保管及び返還等
- 6 弁明の機会の付与
- 7 仮停止通知書等の送付
- 8 警察庁情報処理センターに対する登録手続
- 9 意見の聴取の期日及び場所の通知
- 10 文書の保存

である。